

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
林業成長産業化の実現に向けた道路整備計画
 - 2 地域再生計画の作成主体の名称
三重県、津市、松阪市、三重県度会郡度会町
 - 3 地域再生計画の区域
津市、松阪市並びに三重県多気郡大台町、度会郡度会町及び大紀町の全域
 - 4 地域再生計画の目標
- 4 - 1 地域の現況

本計画区域は、県の中南勢地域に位置しており、県中央部の津市は県庁所在地として行政、学術、文化機能等が集積し、同じく県中央部の松阪市は、古くから紀伊半島や伊勢志摩への交通の要所として栄え、中南勢地域の商業の拠点として発展してきた。また南部に位置する伊勢地域は、「伊勢志摩地域」として当県の一大観光拠点となっている。

この中南勢地域には、南北に国道 23 号、42 号、伊勢自動車道、紀勢自動車道、東西に国道 163 号、165 号、166 号が通り、計画区域内の市町を基幹道路が縦横に結んでいる。

本計画区域の国勢調査における平成 22 年と平成 27 年の人口推移は、津市が 285,746 人から 279,886 人、松阪市が 168,017 人から 163,863 人、大台町が 10,416 人から 9,557 人、度会町が 8,692 人から 8,309 人、大紀町が 9,846 人から 8,939 人、2 市 3 町合わせて 482,717 人から 470,554 人になるなど、計画区域全ての市町において急速な人口減少が進んでいる。

当地域は、山間地帯の一部を除き温暖多雨で、西に布引山系、東に伊勢湾を有し、安濃川、雲出川、櫛田川、宮川などの河川が地域を潤しながら横断しており、上流域は森林地帯を、中流から下流は肥沃な穀倉地帯を形成している。

本計画区域における森林の占める割合は、津市が 58%、松阪市が 69%、大台町が 93%、度会町が 85%、大紀町が 91%、2 市 3 町合わせて 73%と県平均の 65%を大きく上回る森林地帯であり、人工林率も県平均の 63%に対し、72%とはるかに高く、特に松阪市西部は吉野林業の強い影響を受けた「波瀬林業」として古くから県内有数の優良林業地帯を形成し、全国的に知られている。

4 - 2 地域の課題

本計画区域の 73%を占める森林は、伐期を迎えた利用可能な森林資源が充実している。

本計画区域内には、41ha の敷地面積を有し、先進的な県産材総合流通加工基地として原木市場や加工、販売等の機能を連結させた木材コンビナート「ウッドピア松阪」があり、当地域の林業の活性化のためには、当施設の有効活用が必要不可欠である。

また近年、安全で安心な新エネルギーへの期待が高まる中、本計画区域内において平成 26 年 11 月に木質バイオマス発電所が新規稼働して以来、現在では 5 施設が稼働するなど、エネルギーの地産地消としての取組も進められている。

このように森林資源と施設は充実しているものの、木材価格の低迷や路網整備の遅れなどにより、効率的な森林施業ができず、また、木材搬出経路となる市町道においては、木材搬出に伴う道路の設計強度不足により、適切な木材搬出に支障をきたしていることから、豊富な森林資源は十分に利用されず、当地域の林業は年々活力が低下している。

この課題に対応するためには、林業生産の基盤となる林道の整備と併せ、森林からの木材搬出に伴う市町道の整備を一体的に行い、川上から川下までの一貫した木材搬出ネットワークを構築する必要がある。

4 - 3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生道整備推進交付金により市町道と林道を一体的に整備し、木材搬出の効率化、木材の安定供給を図ることにより、林業を安定的に成長発展させ、地域における雇用創出や地域経済の活性化をもたらす産業への転換を図り、ひいては、人口減少や高齢化等が深刻な問題となっている山村地域の振興に貢献することを目指すものである。

(目標 1) 「ウッドピア松阪」における原木取扱量

5.8 万³m (平成 30 年度) 6.7 万³m (令和 6 年度)

(目標 2) 木質バイオマス利用素材生産量の増加

7.2 万³m (平成 30 年度) 8.3 万³m (令和 6 年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5 - 1 全体の概要

本計画区域内における森林資源を効率的、安定的に搬出できる道路ネットワークを構築するため、森林から「ウッドピア松阪」への搬出経路として津市における「林道経ヶ峰線」「林道中畑線」の開設、「市道新横山目細線」、「市道白山芸濃線」「市道庄田榊原線」の改良、松阪市における「林道ト口

セ線」の開設、「市道伊勢寺小野上野線」「市道曲西沖牛草線」の改良、度会町における「林道鶴ガ坂線」の開設、「町道井戸ヶ瀬線」「町道注連指線」「町道川南線」「町道麻加江注連指線」の改良、大紀町における「林道木屋村山線」の開設を実施し、林道と市町道が連携した一体的な整備を行う。

また、森林から「木質バイオマス発電所」への搬出経路として、津市における「市道白山芸濃線」の改良、松阪市における「林道波留相津線」の開設、「市道伊勢寺小野上野線」の改良、大台町における「林道西出菅合線」の開設を実施し、林道と市町道が連携した一体的な整備を行い、木質チップ原料を安定的に確保し、木質バイオマスの安定供給体制の構築を図る。

5 - 2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市町道 道路法に規定する市町道に認定済み。()内は認定年月日。

市道「白山芸濃線」 (平成26年3月31日)

市道「庄田榊原線」 (昭和56年3月20日)

市道「新横山目細線」 (平成7年9月28日)

市道「伊勢寺小野上野線」 (昭和62年3月19日)

市道「曲西沖牛草線」 (昭和62年3月19日)

町道「川南線」 (平成7年3月15日)

町道「麻加江注連指線」 (平成7年3月15日)

町道「注連指線」 (平成7年3月15日)

町道「井戸ヶ瀬線」 (平成7年3月15日)

・林道 森林法による地域森林計に路線を記載。()内は策定年月日。

林道「経ヶ峰線」 北伊勢地域森林計画 (平成28年4月1日)

林道「中畑線」 北伊勢地域森林計画 (平成28年4月1日)

林道「西出菅合線」 南伊勢地域森林計画 (平成26年4月1日)

林道「波留相津線」 南伊勢地域森林計画 (平成26年4月1日)

林道「ト口セ線」 南伊勢地域森林計画 (平成26年4月1日)

林道「木屋村山線」 南伊勢地域森林計画 (平成26年4月1日)

林道「鶴ガ坂線」 南伊勢地域森林計画 (平成26年4月1日)

[施設の種類、事業主体]

・市町道 津市、松阪市、度会町

・林道 三重県、津市、松阪市

[事業区域]

- ・市町道 津市、松阪市、度会町
- ・林道 津市、松阪市、大台町、度会町、大紀町

[事業期間]

- ・市町道 令和2年度～令和6年度
- ・林道 令和2年度～令和6年度

[整備量及び事業費]

- ・市町道：18.7 km、林道：4.2 km、
- ・総事業費 2,173,000 千円（うち交付金 1,086,500 千円）
市町道 1,393,000 千円（うち交付金 696,500 千円）
林道 780,000 千円（うち交付金 390,000 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

| 指標 | 基準年 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---------------------------------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 林道利用区域内において森林整備が行われた面積(ha)(累計) | 0 | 50 | 100 | 150 | 200 | 250 |
| 林道利用区域内における素材生産量(m ³)(累計) | 0 | 500 | 1,000 | 1,500 | 2,000 | 2,500 |

毎年度終了後に三重県が必要な関係機関への聞き取り調査を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

市町道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べ効率的かつ効果的な施設整備が実施できるとともに、木材搬出ネットワークの構築が図られることにより森林資源の安定的な活用が可能となり、林業成長産業化といった地域再生の目標達成に資することができるという点で、先導的な事業となっている。

林道「経ヶ峰線」「西出菅合線」「波留相津線」「木屋村山線」「鶴ガ坂線」は、三重県国土強靱化地域計画に基づき実施するものである。

市道「白山芸濃線」「庄田榊原線」「新横山目細線」、林道「中畑線」は、津市国土強靱化地域計画に基づき実施するものである。

市道「伊勢寺小野上野線」「曲西沖牛草線」、林道「トロセ線」は、松阪市国土強靱化地域計画に基づき実施するものである。

町道「川南線」「麻加江注連指線」「注連指線」「井戸ヶ瀬線」は、度会町国土強靱化地域計画に基づき実施するものである。

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「林業成長産業化の実現に向けた道路整備計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うも

のとする。

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置
該当無し

5 - 3 - 2 支援措置によらない独自の取組

(1) 県産木材の需要拡大への取組

内 容 「三重の木」の利用拡大に向け、「三重の木」のPRや研修会の開催などを通じ県産木材の需要拡大を進める。

実施主体 三重県

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

(2) 県産木材の安定供給への取組

内 容 「三重の木」を安定的に供給するための体制づくりを行うため、「三重の木」となる原木供給と併せて木材の多段階利用を目指し、生産と需要のマッチングのために支援を行う。

実施主体 三重県

実施期間 令和2年4月～令和7年3月

(3) ユネスコエコパークを活用した持続可能なまちづくり

内 容 ユネスコパークを背景とした農林産物への高付加価値づくりと、森林資源を総括用するための拠点整備により、全国に類を見ない林業モデルの確立に取り組む。

実施主体 多気郡大台町

実施期間 令和2年4月～令和3年3月

6 計画期間

令和2年度～令和6年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7 - 1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に三重県が必要な現地調査や聞き取り調査を行い、速やかに状況を把握する。

7 - 2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

| | 平成30年度 (基準年度) | 令和4年度 (中間年度) | 令和6年度 (最終目標) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 目標1 「ウッドピア松阪」における原木取扱量 | 5.8万m ³ | 6.3万m ³ | 6.7万m ³ |
| 目標2 木質バイオマス利用素材生産量の増加 | 7.2万m ³ | 7.8万m ³ | 8.3万m ³ |

(指標とする数値の収集方法)

| 項目 | 収集方法 |
|--------------------|---------------------|
| 「ウッドピア松阪」における原木取扱量 | 「ウッドピア松阪」への聞き取りにより |
| 木質バイオマス利用素材生産量の増加 | 木質バイオマス発電所への聞き取りにより |

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7 - 3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット(三重県、津市、松阪市、度会町のホームページ)により公表する。